# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者障害福祉関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三種町は、身体障害者障害福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

三種町長

#### 公表日

令和4年9月21日

#### I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務
①事務の名称	身体障害者障害福祉関係事務
②事務の概要	当該事務は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の申請、変更及び交付の手続きの適正な実施、障害福祉サービスに関する事務である。 番号法においては、別表第一項番11・12の規定のとおり、当該事務のうち、障害者への身体障害者手帳の交付・返還・変更等各申請、障害福祉サービスの提供に伴う申請又は異動等の届出、障害者支援施設等へ入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	障害福祉システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	z
障害福祉台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の12の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし(身体障害者障害福祉関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の20の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条
5. 評価実施機関における	· 担当部署
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	打正·利用停止請求
請求先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ
連絡先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年9月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	14年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 ] ・	ぃ重点項目評価書.	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び≦ 3)基礎項目評価書及び≦ 又は全項目評価書において、リスク対	è項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報の入手)	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]	委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	。 (委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ		提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[		接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部	『監査 [ ] 外部監査	<u> </u>		
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	เงอ		

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一(11, 12の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項別表第一の11、12の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第11条、第12条	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】なし(身体障害者障害福祉関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第 1項 別表第一の12の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第12条	事後	
令和2年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法	・なし(身体障害者障害福祉関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の20の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成	【情報提供の根拠】 ・なし(身体障害者障害福祉関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の20の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 加賀谷 司	福祉課長	事後	様式変更に伴う変更